

今 枝 民 部  
奥 村 因 幡  
前 田 對 馬

駒井 主 水 殿  
津田宇右衛門殿

### 二〇 夫銀渡様之儀御定

覺

- 一、正月朔日より六月晦日迄之御一行御日附に者、春夫銀より可被下事。
- 一、七月朔日より極月晦日迄之御一行御日附に者、秋夫銀可被下事。
- 一、暮之御一行御日附には、御藏返米に而相渡申候。此分秋夫銀可被下事。
- 一、正月朔日より六月晦日迄之死去人に者、春夫銀可被下事。
- 一、七月朔日より極月晦日迄之死去人に者、秋夫銀可被下事。

右御知行被下面々夫銀渡様、各僉議之通相立御耳候之所、向後如此可相渡之旨被仰出候條、可被得其意候。以上。  
寛文六年九月廿七日

津田宇右衛門殿  
岡嶋 五兵衛殿

### 二一 閉門以下之者知行等渡様觸

覺

- 一、閉門 御知行・御扶持方等不相收。
  - 一、逼塞 御知行收納・御扶持方等は不收。尤其年之不足免藏返米不收。
  - 一、遠慮 御知行・御扶持方等無別儀收納。
- 右之通被仰出候旨、若年寄中被申聞候之間、被得其意、津田宇右衛門に茂可有御申渡候。以上。
- 〔寛享四年〕  
丁卯十月廿九日
- 奥 村 伊 豫  
津 田 玄 蕃  
本 多 安 房殿  
前 田 佐 渡殿

奥村 因幡殿

右之通奥村伊豫・津田玄蕃より被申越候に付、寫遣候條、可被得其意候。以上。

丁卯十一月廿一日

前 田 佐 渡  
奥 村 因 幡  
本 多 安 房

津田宇右衛門殿

### 二二 早飛脚褒美銀之儀改御定

早飛脚御褒美被下御定

- 一、一 時 十 匁
  - 一、二 時 十五匁
  - 一、三 時 二十目
  - 一、四 時 三十目
  - 一、五 時 五十目
- 朱書。四十目に而可有御座儀かと吟味仕候所、書違申候哉、先年より御算用場并割場に之書出共、如此に御座候。
- 一、六 時 五十目

- 一、七 時 六十目
  - 一、八 時 七十目
  - 一、九 時 八十目
  - 一、十 時 八十六匁
- 但、十時より上に而茂十時之御褒美被下候。江戸より坂本其外近き所早飛脚、御褒美御定無之候。
- 右早飛脚に被遣もの御褒美、江戸・京同事に被下來候得共、向後此定金澤より江戸積りにして、御國・他國共に道程に應じ致割符、御褒美可被相渡候。以上。
- 未三月十八日
- 青 山 織 部  
横 山 外 記  
奥 村 内 匠  
岡 嶋 甚 七  
脇 田 九 兵 衛

御算用場

### 二三 川除入用等御納戸銀被下候儀觸